

韓国の社会的企業

2008年7月14日

協同総合研究所 岡安喜三郎

「社会的企業」の名称を被せた法律は、イタリアと韓国のみが存在する。

[] 育成法施行から1年

2006年12月8日国会通過 / 2007年7月1日施行

2007年10月から認証開始 現在まで220団体が申請

84団体が認証取得 (2008.7.1現在)

第1回 36団体 1

第2回 19団体

第3回 30団体

就労者数 4,311人

労働部目標 2008年 170団体

2012年 1,000団体へ

(労働部は数ではなく質を追求している)

社会的企業 84団体の現状内訳

<タイプ別>

就労提供型 34

サービス提供型 10

混合型 21

その他 19

<分野別>

環境 19、看病・家事援助 13、社会福祉 8、教育 4、保健 3、保育 4、文化 5、

その他 28

<組織形態別>

民法上の法人 1

商法上の会社 37

社会福祉法人 11

生活協同組合 5 (5生協は全て医療生協)

非営利団体 13

営農組合法人 1

[] 韓国の社会的企業とは

社会的企業育成法による社会的企業

- a) (法の目的)「この法律は社会的企業を支援し我が社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し新しい就労を創出することにより、社会統合と国民の生活の質の向上に寄与することを目的とする。」(第1条)
- b) (社会的企業の定義)「“社会的企業”とは、脆弱階層に社会サービス又は就労を提供し地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動を遂行する企業として第7条(社会的企業の認証)によって認証を受けた者を言う。」(第2条)

認証要件

- a) 組織形態
 - 民法上の法人・組合、商法上の会社、大統領令で定める非営利民間団体など
 - 大統領令で定める非営利民間団体とは(施行令による)下記のいずれか
 1. 「公益法人の設立・運営に関する法律」第2条による公益法人
 2. 「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体
 3. 「社会福祉事業法」第2条第2号による社会福祉法人
 4. 「消費生活協同組合法」第2条による生活協同組合
 5. その他、他の法律による非営利団体
- b) 社会的目的の実現
 - 就労提供型：全体の勤労者のうち、脆弱階層の雇用比率が50%(注1)以上
 - 社会サービス提供型：全体のサービス利用者のうち、脆弱階層の利用者比率が50%(注1)以上
 - 混合型：全労働者に占める脆弱階層の雇用比率、および全利用者に占める脆弱階層の利用者の比率が、各々30%(注2)以上
 - その他型：社会的目的実現の当否が上記の雇用比率、利用率で判断するのが困難な場合、社会的企業育成委員会で決定

(注1) 2008年12月31日までは30%の暫定措置
(注2) 2008年12月31日までは20%の暫定措置
- c) 有給勤労者の雇用
- d) ステークホルダーが参加する意思決定構造の具備(定款などに記載)
- e) 定款・規約などの具備、法第9条による記載事項
- f) 商法上の会社の場合、会計年度ごとに配分可能な利益が発生した場合は、利益の3分の2以上を社会的な目的のために使用する(定款などに記載)
- g) その他

財政上・税務上の支援（7/14の質問・関心はここに集中した）

- a) 人件費 参加者（脆弱階層の労働参加者）に、月 78.8 万ウォン
専門人材（1ヶ所当たり3人以内）に、月 120 万ウォン
<一定の枠内で各々随時募集（1年最大2年）例えば2008-98号、-102号公告>
4大社会保険料（雇用、労災、健康保険、年金）支援（人件費の8.5%）
- b) 法人税・所得税 50%減免を4年間
民間企業が寄付する場合は、法人所得5%の範囲内で全額損金扱い
- c) 施設費 1件当たり1,500万ウォン、総額20億ウォン
- d) 専門コンサルティング機関を通じた経営、税務、労務などの経営支援が受けられる

この法に言う「脆弱階層」（「社会的企業育成法施行令」第2条より）

- a) 世帯月平均所得が全世帯月平均の100分の60以下の者
- b) 「高年者雇用促進法」第2条第1号による高齢者
- c) 「障害者雇用促進法および職業リハビリ法」による障害者
- d) 「性売買防止および被害者保護等に関する法律」による性売買被害者
- e) その他、労働部長官が就業状況などを考慮して脆弱階層と認定した者

この法に言う「社会サービス分野」（法第2条第3号、施行令第3条）

- a) 教育、保健、社会福祉、環境、文化（以上、法）
- b) 保育、芸術・観光・運動、山林保全・管理、看病・家事援助（以上、施行令）
- c) その他、労働部長官が社会的企業育成委員会の審議を経て認定するサービス（施行令より）

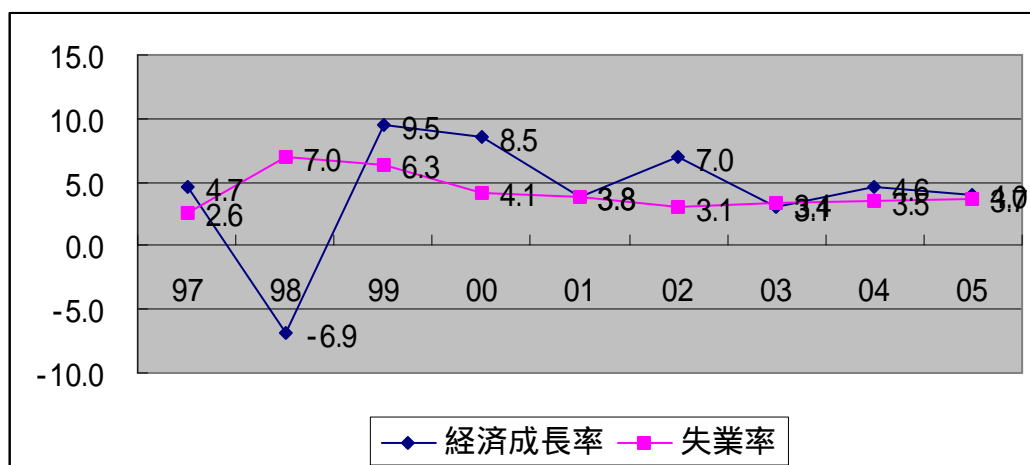
制度問題（「類似名称使用禁止」も含めて）

- a) 運営中の「自活共同体」の多くが脱落する可能性
- b) 労働部と保健福祉部の関係
- c) 「就労提供型、社会サービス提供型、混合型、その他型」区分けの根拠は要調査

[] 社会的企業育成法の成立背景

キーワードは「通貨危機」（IMF）

- i. 大量失業 / 公共勤労の民間委託化
- ii. 失業関連団体等の自活生産運動への参加
- iii. 経済成長率の回復とは裏腹に、上がった失業率が下がらない（次グラフ参照）
- iv. 四、五十代の公共勤労参加社の失業者や、長期失業者には、公共勤労は相変わらず「一時的就労」の提供という枠のまま



(出典：労働部労働統計チーム「最新労働経済動向」2006.12.11 より)

「一時的就労」から「社会的就労」へ、概念および政策の転換

- i. 2000年、それまでの「生活保護法」を改定し、「国民基礎生活保障法」発足
- ii. 2003年、労働部『社会的就労創出方案研究』
- iii. 2005年、韓国保健社会研究院 / 保健福祉部『社会的就労活性化および社会的企業発展方案研究』

< 社会的就労の多様な形態 (2005年の『研究』) より >

> 保健福祉部の自活動労事業および自活共同体事業 (最初の全国単位の事業)

自活後見機関に委託。基礎生活保障制度の条件付き受給者、次上位が多い

> 労働部の社会的就労事業団 (2003年下期から)

特徴：女性、長期失業者、中壮年層が高く、基礎生活保障制度の受給者は些細

> 自治体の公共勤労民間委託事業

> 民間の労働者協同組合および社会的企業

此の部分が「育成法」の範囲から外れる

市民参加の活動主体

- i. 協同組合からの関心 (医療生協中心に)
- ii. 環境運動と社会的企業を連係させる取組み
- iii. 障害者就労運動
- iv. 自活動労 / 自活共同体
- v. 労働者協同組合運動

自活後見機関 (自活動労 / 自活共同体)

- i. 90年代の生産共同体運動 (概ね「失敗」)、96年自活支援センター発足、2000年の「国民基礎生活保障法」発足に伴い、自活後見機関に改組
- ii. この機関の「母法人」は多彩。社福、財団、失業事業団、大学、教会、女性労働者会など。2005.12で242カ所 (基礎自治体は230)
- iii. 自活動労 (すべて国の予算で) という「ワークフェア」。一定期間 (2~3年、場

合によって延長)後に自活共同体に移行しなければならない

- iv. 2005.12の自活共同体数は379(1後見機関当たり1.6)。2003年から「認定自活共同体」発足、「随意契約」、「現物給付の指定先」等が可能。2005.12までに自活共同体は延べ620ヶ所設立され、7,649人が参加。

2001年、2002年に設立された297の自活共同体のうち、2005.12に存続していたのは109共同体、存続率36.7%。

「連携企業」、「中間支援団体」

- i. 「連携企業」の芽：三星電子、三星生命、教保生命、SK、LGなどの支援の存在
ii. 社会的企業を支援する団体(「中間支援団体」的)の存在
京畿道広域自活支援センター、(財)失業克服国民財団、(社)社会連帯銀行など

(補：社会的企業育成法制定の役割)

「統一的な概念形成<社会的認知>への寄与、諸団体の合流」

「保健福祉部と労働部」の枠からの脱皮(施行令第5条)

一方、「脆弱階層」(育成法)、「受給者」(保障法)の整合性

(注)「韓国自活支援法案」(自活後見機関の動き)は「停止」

[] 社会的企業制度の今後

日本との拘わり

「市民参加の公益事業体」という概念と政策の必要性

ヨーロッパの実践「コミュニティの一般利益」

- 「法人形態でコミュニティ利益への貢献の優劣を付けない」ことを前提に
 - その中で、社会性の枠組みをどう社会的認知に持っていくか
 - 「コミュニティ事業支援条例」制定運動
- 「小規模事業体と開かれたネットワーク」という価値
 - 地域密着と経営の安定化。「社会的フランチャイジング」(事業連合)
- 事業にかかわる地域の様々な人たちが事業と活動の主体者となる
 - マルチステークホルダーの仕組み(労働、利用、財政、団体、ボランティア)
 - 「多数の利用者・関係者」と「労働への従事者」のハイブリッド
- 「企業/自治体とのネットワーク」は日本にとって参考になる
 - 韓国「育成法」の「連携企業」、「連携自治体」
 - イタリア社会的協同組合の、団体会員制度

了